

令和3年7月8日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市都市公園整備活用推進委員会
委員長 田代 順 孝



答 申

松戸市都市公園整備活用推進委員会は、松戸市都市公園整備活用推進委員会条例第2条の規定に基づき令和3年3月29日付け松街公第162号をもって諮問を受けた事項について審議した結果、下記により答申いたします。

記

1 答申事項

都市公園における町会集会所等の設置に係る基準等を定めた要綱の策定に関すること

2 対象とする施設

都市公園における町会集会所等の設置に係る基準等を定めた要綱(以下、「本要綱」という。)の対象とする施設(以下、「対象施設」という。)は、諮問書において、公園施設として建設される町会集会所及び児童館、並びに公園内を占有する社会福祉施設とされている。対象施設の定義は、都市公園法等関係法令や国土交通省からの通知等により明らかにされており、それぞれ以下のとおりである。

町会集会所：地縁団体*が設置する会館施設

※地縁団体：町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(町会・自治会など)

児童館：児童福祉法第40条に規定する児童館

社会福祉施設：都市公園法施行令第12条第3項に規定する施設

なお、対象施設のうち町会集会所及び児童館については、公園施設として建設されるものであることから、特定の団体が排他独占的に占有する施設ではなく、広く一般的に利用できる施設でなければならない。

3 答申内容

本要綱の策定にあたっては、都市公園法や松戸市都市公園条例等関連法規において定める基準の他、特に以下の内容に留意した基準とすること。

(1)対象公園の面積

対象施設を設置することができる都市公園(以下、「対象公園」という。)の面積は、都市公園法や松戸市都市公園条例等関連法規において定める基準を超えない範囲で設置できる下限を設けること。対象公園面積の下限を算出するにあたっては、対象施設において必要となる面積を基準とし、その他の公園施設や将来の施設計画に影響を及ぼすことなく対象施設を設置できるよう留意すること。

なお、面積基準を上回る場合であっても、地形や施設配置状況等各公園の個別状況を踏まえて設置の可否を判断すること。

(2)対象公園の種別

対象施設の利用想定を踏まえ、現在の公園の利用状況や施設状況、公園種別による性質を基に、対象公園の種別を明確にすること。

(3)都市公園内に設置することの妥当性の審査

占用物件となる社会福祉施設については、国による都市公園行政又は技術に関する助言である「都市公園法運用指針」を踏まえ、都市公園以外に建築用地を確保できないことを条件とし、各社会福祉施設を所管する部署とも連携してその妥当性を審査すること。

町会集会所及び児童館については、公園施設であるものの施設の性質上施設利用者が限定され得ることから、社会福祉施設と同様に都市公園以外に建設用地を確保できないことを条件とし、町会集会所及び児童館を所管する部署とも連携してその妥当性を審査すること。

(4)施設運営計画の審査

町会集会所及び児童館は公園施設であり、公園利用者が広く一般的に利用できる施設でなければならないことから、公園利用者全般が利用可能な管理運営がなされるよう審査すること。また、都市公園法において規定する公園施設の設置許可条件に基づき、当該施設の設置が都市公園の機能の増進に資することを審査すること。

社会福祉施設については、「都市公園法運用指針」を踏まえ、当該施設の占用が都市公園の機能の増進が図られるものであることを審査すること。

(5)設置に係る使用料又は占用料

松戸市都市公園条例の規定に基づき徴収すること。

ただし、町会集会所については、設置者となる町会・自治会が地域住民の福利向上を目的として活動していることを鑑み、当該集会所を拠点とした地域活動により、地域住民の公園愛護心の育成や地域コミュニティー活動の推進、地域の美観の向上等が図られるように、当該集会所を拠点として日常的な公園管理作業が行われる場合にはその活動に対する報償金を交付することや、施設設置に係る使用料を減額すること等の方策を幅広く検討すること。

なお、本答申後、対象施設の設置又は占用の可否を判断するにあたっては、各施設を所管する部署と緊密な連携を図り、都市公園内への各種施設の設置に関する他の要望等の有無、他の同種施設への影響等を十分考慮したうえで判断することを要望する。

以上